

安中市自主防災組織事業補助金交付要綱

平成29年3月31日

安中市告示第49号

安中市自主防災組織事業補助金交付要綱（平成22年安中市告示第115号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 市は、住民相互の防災意識の高揚を図り、自主的な防災活動を促進するため、地域住民が自治会等を単位として自主的に防災活動を行うために組織した団体（以下「自主防災組織」という。）が実施する防災訓練、防災資機材等の購入及び防災に関する意識啓発に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、安中市補助金等交付規則（平成18年安中市規則第44号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（認定等）

第2条 自主防災組織は、市長の認定を受けることができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする自主防災組織は、自主防災組織認定申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、自主防災組織認定書（様式第2号）により当該申請をした自主防災組織を認定するものとする。

（認定の内容の変更）

第3条 自主防災組織は、前条第3項の規定による認定を受けた内容に変更が生じたときは、当該変更が生じた日から起算して30日以内に、自主防災組織変更届出書（様式第3号）により市長に届け出るものとする。

（補助対象組織等）

第4条 補助金の交付の対象となる自主防災組織は、第2条第3項の規定による認定を受けた組織とする。

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の上限額は、別表のとおりとする。

3 補助金の交付の回数は、別表に掲げる補助対象事業ごとに、一の自主防災組織に対し年度内に1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、自主防災組織事業補助金交付申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、自主防災組織事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により当該申請をした自主防災組織に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた自主防災組織が補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、自主防災組織事業補助金交付決定変更等承認申請書（様式第6号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、自主防災組織事業補助金交付決定変更等承認通知書（様式第7号）により当該申請をした自主防災組織に通知するものとする。

(実績報告等)

第8条 交付決定を受けた自主防災組織は、補助対象事業を完了した日から起算して30日以内又は当該交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、自主防災組織事業補助金実績報告書(様式第8号。次条において「報告書」という。)及び自主防災組織事業補助金交付請求書(様式第9号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第9条 市長は、報告書の提出を受けたときは、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、自主防災組織事業補助金確定通知書(様式第10号)により当該報告書を提出した自主防災組織に通知し、補助金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第10条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該審査に係る自主防災組織に対し、これらに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定を受けた自主防災組織が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 予定された補助対象事業を実施しないとき。
- (2) 補助対象事業の施行方法が適当でないとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 交付決定の内容及びこれに付した条件若しくは法令、条例等に違反したとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の第2条の規定による届出を行った自主防災組織は、改正後の第2条第2項の規定による認定の申請を行ったものとみなす。

別表(第4条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金の上限額
防災訓練事業	自主防災組織が実施する防災訓練において使用する消耗品、炊き出し用の食料及び訓練用の資機材の購入費用等	10分の5	50,000円
防災資機材等の購入事業	自主防災組織が災害時に使用する防災資機材及び備蓄物資の購入費用等	10分の10	30,000円
防災に関する意識啓発事業	自主防災組織が防災に係る知識の普及及び啓発のために要した経費、講演会、研修会等の開催に要する費用等	10分の10	20,000円